

# 監査報告書

平成 29年 5月20日

社会福祉法人美輪湖の家

理事長 小林 正知 様

監事 武田利次  
監事 平林義夫



私たち監事は、平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの平成 28 年度の理事の職務の執行について監査を行いました。その方法および結果について、次のとおり報告いたします。

## 1 監査の方法およびその内容

- (1) 実施日時 平成 29 年 5 月 20 日 13 時 00 分 ~ 17 時 00 分  
(2) 実施場所 : 美輪湖の家 本部 : 東近江市百済寺本町 1543番地の 1  
(3) 立会人等 : 職・氏名 常務理事 仲本耕児, 事務長 吉田正夫

各監事は、理事及び職員と意思疎通を図り情報収集及び監査環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け必要に応じて説明を求め、重要な決議書類等を開示し業務および財産の状況を調査しました。以上のことにより当該年度に係る事業報告等書類(報告及びその附録明細書)について検討いたしました。

さらに、会計帳簿、これに関する資料の調査を行い、当該会計年度に係る計算関係書類

## 2 監査意見 および財産目録について検討いたしました。

### (1) 事業報告等の監査結果

ア. 事業報告等は、法令および定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。

イ. 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

### (2) 計算関係書類及び財産目録の監査結果

計算関係書類及び財産目録については、法人の財産、収支及び純資産の増減の状況を全ての重要な点において適正に示しているものと認めます。

(別 紙)

## 監事監査項目

監査結果 A…適正  
B…要改善  
C…要即改善  
(該当欄に○印)

項目	監査事項	監査結果			内容	確認事項等
		A	B	C		
I 組織運営						
1 定款・登記	① 定款準則に準拠していること。 ② 定款の変更が所定の手続きを経て行われていること。 ③ 登記事項が適正に登記されていること。	○				<ul style="list-style-type: none"> <li>最新の定款準則に準拠しているか。</li> <li>理事会の決議、評議員会の評決を得ているか。</li> <li>所轄庁の認可を得ているか。(又は、届出をしているか。)</li> <li>登記項目は次のとおり(ア～エは変更が生じた時点から2週間以内、オは5月末日まで)           <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 法人名</li> <li>イ 事務所所在地</li> <li>ウ 目的</li> <li>エ 代表者(代表権の制限を伴う場合、その内容)</li> <li>オ 総資産額</li> </ul> </li> </ul>
2 役員						
(1)定数・現員	① 欠員が生じていないこと。	○				<ul style="list-style-type: none"> <li>1名でも欠員が生じた場合には、速やかに補充されていること。</li> </ul>
(2)選任・任期	① 役員の選任(再任)手続きが定款の定めに従い、遅滞なく行われていること。  ② 役員の任期が明確になっていること。 なお、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間であること。  ③ 評議員会を設置する場合は、評議員会において役員を選任することが適当であること。	○				<ul style="list-style-type: none"> <li>選任関係書類として、改選毎に整備すること。</li> <li>ア 理事会議事録(評議員会議事録)</li> <li>イ 就任承諾書(任期開始日まで)</li> <li>ウ 履歴書(選任日まで)</li> <li>エ 委嘱状(任期開始日まで)</li> </ul>
(3)適格性	① 欠格事由を有する者が選任されていないこと。	○				<ul style="list-style-type: none"> <li>欠格事由とは、次のとおりである。           <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 成年被後見人または被保佐人</li> <li>イ 生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法または社会福祉法の規定に違反して刑に処され、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなるまでの者。</li> <li>ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなるまでの者。</li> <li>エ 所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた社会福祉法人の解散当時の役員</li> </ul> </li> </ul>

項 目	監 査 事 項	監査結果 A B C	内 容	確 認 事 項 等									
				確認事項等									
	<p>② 関係行政庁の職員が法人の役員となっていることは、適当でないこと。 ただし、社会福祉協議会にあっては、役員総数の5分の1までは 差し支えないこと。</p> <p>③ 実際に法人運営に参画できない者が名目的に役員に選任されることは、適当でないこと。</p> <p>④ 地方公共団体の長等特定の公職にある者が慣例的に理事長に就任したり、役員として参加していることは適当でないこと。</p> <p>⑤ 役員の報酬は、役員報酬規程等を整備した上で、勤務実態に即して支給していること。</p>	○ ○ ○ ○ ○											
3 理事	(1)定数	○	・現員 ( 7 ) 名 ・定数 ( 7 ) 名										
	(2)適格性	○	・定款に定める親族等特殊関係者の限度数 ( / ) 名 ・現理事に係る親族等特殊関係者の数 ( / ) 名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 親族等の特殊の関係のある者とは次のとおりである。           <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 当該役員と民法に定める親族関係にある者(6親等以内の血族、配偶者および3親等以内の姻族)</li> <li>イ 当該役員とまだ婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻と同様の事情にある者</li> <li>ウ 当該役員の使用人および当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持する者</li> <li>エ イまたはウの親族で、これらの者と生計を一にしている者</li> <li>オ 当該役員が役員となっている会社の役員、使用人および当該会社の経営に従事する他の者ならびに当該会社の同族会社の使用人であって、役員と同等の権限を有する者</li> <li>カ アからエの者と同族会社の関係にある法人の役員および使用人</li> </ul> </li> <li>・ 親族等特殊の関係がある者は、理事の定数に応じて以下の人数を超えてはならないこと。           <table style="margin-left: 2em;"> <tr> <td>(理事定数)</td> <td>(親族等の人数)</td> </tr> <tr> <td>6～9名</td> <td>1名</td> </tr> <tr> <td>10～12名</td> <td>2名</td> </tr> <tr> <td>13名～</td> <td>3名</td> </tr> </table> </li> </ul>	(理事定数)	(親族等の人数)	6～9名	1名	10～12名	2名	13名～	3名	
(理事定数)	(親族等の人数)												
6～9名	1名												
10～12名	2名												
13名～	3名												

項 目	監 査 事 項	監査結果 A B C	内 容	確 認 事 項 等
	<p>② 法人に係る施設整備や運営と密接に関連する業務を行う者が理事総数の3分の1を超えて選任されていないこと。</p> <p>③ 社会福祉事業について学識経験を有する者または地域の福祉関係者が理事として参加していること。 また、社会福祉協議会にあっては、その区域において社会福祉事業を経営する団体の役職員およびボランティア活動を行う団体の代表者を理事として加えること。</p>	○		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 次のような者は、社会福祉事業について学識経験を有する者である。           <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 社会福祉に関する教育を行う者</li> <li>イ 社会福祉に関する研究を行う者</li> <li>ウ 社会福祉事業または社会福祉関係の行政に従事した経験を有する者</li> <li>エ 公認会計士、税理士、弁護士等社会福祉事業の経営を行う上で必要かつ有益な専門知識を有する者</li> </ul> </li> <li>・ 次のような者は、地域の福祉関係者である。           <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 社会福祉協議会等社会福祉事業を行う団体の役職員</li> <li>イ 民生委員・児童委員</li> <li>ウ 社会福祉に関するボランティア団体、親の会等の民間社会福祉団体の代表者等</li> <li>エ 医師、保健師、看護師等保健医療関係者</li> <li>オ 自治会、町内会、婦人会および商店会等の役員</li> <li>カ その他その者の参画により施設運営や在宅福祉事業の円滑な遂行が期待できる者</li> </ul> </li> </ul>
	<p>④ 法人が経営する社会福祉施設の長等が1名以上参加していること。 ただし、評議員会を設置していない法人にあっては、施設長等施設の職員である理事が理事総数の3分の1を超えてはならないこと。</p>	○		
(3) 代表者	<p>① 理事長は、各理事の意見を十分に尊重し、理事会の決定に従って法人運営、事業経営を行うこと。 なお、代表権の制限を行う場合は、組合等登記令に基づき、その内容を登記すること。</p> <p>② (代表権を有する理事が複数いる場合、) 親族等の特殊な関係にある者のみが代表権を有する理事となることは、適当でないこと。</p> <p>③ 理事長の職務代理者が指名されていること。</p>	○ ○ ○ ○	<p>・ 職務代理者氏名 (根津寛)</p>	

項 目	監 査 事 項	監査結果 A B C	内 容	確 認 事 項 等
4 監事・監査	<p>① 監事は、理事、評議員および職員またはこれらに類する他の職務を兼任していないこと。</p> <p>② 監事のうち1名は、社会福祉法第44条に規定する財務諸表等を監査し得る者であること。また、1名は社会福祉事業について知識経験を有する者または地域の福祉関係者が加わっていること。</p> <p>③ 監事は、他の役員と親族等の特殊の関係がある者でないこと。</p> <p>④ 監事は、法人に係る施設整備や運営と密接に関連する業務を行う者であってはならないこと。</p> <p>⑤ 理事の事業執行の状況、財産の状況、特に事業報告書、財産目録、貸借対照表および収支計算書について毎年定期的に十分な監査が行われていること。</p> <p>⑥ 監査を行った場合には、監査報告書が作成され、理事会、評議員会および所轄庁に報告後、法人において保存されていること。</p>	○ ○ ○ ○ ○ ○		<ul style="list-style-type: none"> <li>監事については、理事要件の「地域福祉関係者」のうち「自治会、町内会、婦人会および商店会等の役員」、「その他その者の参画により施設運営や在宅福祉事業の円滑な遂行が期待できる者」は含まれない。</li> <li>監査は決算理事会の前日までに行うこと。</li> </ul>
5 理事会 (1)審議状況	<p>① 開催手続きが定款の定めに従って行われ、理事会が定款に定める定足数を満たして有効に成立していること。</p> <p>② 議決が定款の定めに従って、有効に成立していること。</p> <p>③ 理事会への欠席または書面による議決権の行使が継続している理事がないこと。</p> <p>④ 理事会の要議決事項について審議され、議決が行われていること。</p>	○ ○ ○ ○		<ul style="list-style-type: none"> <li>決算理事会は5月末までに、予算理事会は3月末までに開催すること。</li> <li>理事会は理事総数の3分の2以上の出席により成立していること。</li> <li>定款に定めがない場合は、書面議決は認められない。</li> <li>委任状は認められない。</li> <li>理事会の要議決事項は次のとおり。            ア 予算、決算、基本財産の処分、事業計画及び事業報告            イ 予算外の新たな義務の負担または権利の放棄            ウ 定款の変更            エ 合併         </li> </ul>

項 目	監 査 事 項	監査結果	内 容	確 認 事 項 等
		A B C		
(2)記録	① 議事録は、正確に記録され、保存されていること。	○		オ 解散および解散した場合の残余財産の帰属者の選定 ハ 社会福祉事業にかかる許認可、その他所轄庁等の許認可を受ける事項 キ 定款細則、経理規程等社会福祉法人の運営に関する規則の制定および変更 ク 施設長の任免その他重要な人事 ケ 金銭の借入、財産の取得、処分等に係る契約（軽微なものを除く。） コ 役員報酬に関する事項 サ その他、法人の業務に関する重要事項（なお、日常の業務として理事会が定めるものについては、理事長が専決し、これを理事会に報告すること。） ハ 理事会の議決は、次の表決をもって有効に成立する。 ア 理事総数(現員)の3分の2以上 ハ) 定款変更 イ) 公益・収益事業運営同意 ウ) 基本財産の処分（取壊し、売却、交換、貸与、担保提供、運用財産や収益事業財産への切替え） エ) 合併 オ) 残余財産の処分 カ) 役員の選任 キ) 予算の同意 ク) 新たな義務の負担または権利の放棄 イ) 理事総数(現員)の過半数 ア以外のもの ハ 議事録記載事項は次のとおり。 ア) 開催年月日・時間 イ) 開催場所 ウ) 出席者氏名（定数） エ) 定足数の確認 オ) 議案 ハ) 議案に関する発言内容 キ) 議案に関する表決結果 ク) 議事録署名人（議長および理事会において選出された理事2名）の署名または記名押印、その年月日
6 評議員・評議員会	① 評議員会は、原則として諮問機関として、次に掲げる事業のみを行う法人以外はこれを設けること。 → 県または市町が福祉サービスを必要とする者について措置をとる社会福祉事業	—		

項 目	監 査 事 項	監査結果 A : B : C	内 容	確 認 事 項 等
	<ul style="list-style-type: none"> <li>保育所を経営する事業（保育所を経営する事業と併せて行う子育て支援拠点事業と一時預かり事業のいずれかまたは両方の事業を含む。）</li> <li>介護保険事業</li> </ul>			
	② 評議員の定数および現員は、理事の2倍を超えていなければならないこと。		<ul style="list-style-type: none"> <li>現員（15）名</li> <li>定数（15）名</li> </ul>	
	③ 各評議員について、親族等の特殊の関係のある者が定款に定める数を超えて選任されていないこと。		<ul style="list-style-type: none"> <li>定款に定める親族等特殊関係者の限度数（3）名</li> <li>現評議員に係る親族等特殊関係者の数（2）名</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>親族等の特殊の関係にある者および人数については、理事会と同様</li> </ul>
	④ 法人に係る施設整備や運営と密接に関連する業務を行う者が三分の1を超えてはならないこと。			
	⑤ 地域の代表が参加していること。 <del>社会福祉協議会にあっては、その区域において社会福祉事業を経営する団体の役職員およびボランティア団体の代表者が参加していること。</del>	○		
	⑥ 評議員の選任、評議員会の開催、審議は定款の定めに従い行われていること。	○		
	⑦ 評議員会の要審議事項については、原則として、あらかじめ意見を聴いていること。	○		<ul style="list-style-type: none"> <li>評議員会の要審議事項は次のとおり。</li> <li>ア 予算、決算、基本財産の処分、事業計画及び事業報告</li> <li>イ 予算外の新たな義務の負担または権利の放棄</li> <li>ウ 定款の変更</li> <li>エ 合併</li> <li>オ 解散および解散した場合の残余財産の帰属者の選定</li> <li>カ その他、法人の業務に関する重要事項で、理事会において必要と認める事項</li> </ul>
	⑧ 評議員会への欠席が継続している評議員がないこと。	○		<ul style="list-style-type: none"> <li>委任状、書面議決による議事参加は認められない。</li> </ul>

項 目	監 査 事 項	監査結果	内 容	確 認 事 項 等
		A : B : C		
□ 事業 1 事業一般	⑨ 議事録は正確に記録され、保存されていること。	○		<ul style="list-style-type: none"> <li>・議事録記載事項は次のとおり。</li> <li>ア 開催年月日、開催時間</li> <li>イ 開催場所</li> <li>ウ 出席者氏名（定数）</li> <li>エ 定足数の確認</li> <li>オ 審議事項</li> <li>カ 審議事項に関する発言内容</li> <li>キ 審議事項に関する表決結果</li> <li>ク 議事録署名人（議長および評議員会において選出された評議員2名）の署名または記名押印、その年月日</li> </ul>
	① 定款に記載されている事業が行われていること。	○		
	② 定款に記載されていない事業を行っていないこと。（定款の変更を行う必要がない事業として所轄庁が認めた事業を除く。）	○		
	③ 公益的取組（公益事業の実施のほか、低所得者に対するサービス利用料の減免等を含む。）が、本来事業である社会福祉事業に支障のない範囲において、積極的に実施されていることが望ましいこと。	— — —	・公的取組の内容 〔 〕	
2 社会福祉 事業 (1)運営状況	① 当該法人の事業のうち主たる地位を占めるものであること。	○		
	② 関係法令通知による設置および運営の基準に則して、適正に経営されていること。	○		
	③ 社会福祉事業を行うための必要な資金が確保されていること。 社会福祉事業の収入を公益事業（関係法令通知により認められた事業を除く。）または収益事業の支出に充てていないこと。	○		
	④ 関係機関との連絡が十分になされ、地域社会との協調が図られていること。	○		

項 目	監 査 事 項	監査結果			内 容	確 認 事 項 等
		A	B	C		
(2)事務手続	① 事業の開始、変更および廃止等に係る所要の手続きが遅滞なく行われていること。	○				
3 公益事業 (1)必要性	① 社会福祉と関係を有し、公益性を有するものであること。	○				
	② 公益事業の経営により、社会福祉事業の経営に支障を来していないこと。	○				
	③ 事業規模が社会福祉事業に比べて過大なものとなっていないこと。	○				
	④ 社会福祉事業および収益事業と明確に区分され、経理処理されていること。	○				
(2)剰余金の処分	① 剰余金が生じた場合は、公益事業または社会福祉事業の経営に充てられていること。	○				
4 収益事業 (1)必要性	① 社会福祉事業または公益事業（社会福祉法施行令第4条各号および平成14年厚生労働省告示第283号に掲げるものに限る。（3）において同じ。）の経営の財源に充てるために行われているものであること。					
(2)事業内容	① 収益事業の経営により、社会福祉事業の経営に支障を来していないこと。					
	② 事業規模が社会福祉事業に比べて過大なものとなっていないこと。					
	③ 社会福祉法人の社会的信用を傷つけるおそれのあるものおよび投機的なものでないこと。					
	④ 社会福祉事業用設備の使用または社会福祉事業従事職員の兼務により、本来の業務に支障を来していないこと。					

項 目	監 査 事 項	監査結果	内 容	確 認 事 項 等
		A B C		
	⑤ 社会福祉事業および公益事業と明確に区分して経理処理されていること。なお、収益事業にかかる借入金は、収益事業用財産の2分の1を超えていないこと。	○		
(3) 収益の処分	① 収益が社会福祉事業または公益事業の経営に充てられていること。	○		
III 管理				
1 人事管理				
(1) 任免関係	① 施設長の任免に当たっては、理事会の議決を経ていること。	○		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 規則（規程）と実態が整合しているか。</li> </ul>
(2) 職務関係	① 就業規則、給与規程、旅費規程が設けられていること。	○		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 給与からの法定外控除についての協定（24条協定）、時間外・休日勤務についての協定（36条協定）等は適正に協定が締結され、必要に応じて労働基準監督署に届出されているか。</li> </ul>
	② 職員の待遇が労働基準法等関係法令通知等に則して適正に行われていること。	○		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職員採用時の健康診断が実施され、記録が整備されているか。</li> </ul>
	③ 職員への健康診断等健康管理は、適正に実施されていること。	○		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 定期健康診断は適正に実施され、記録が整備されているか。</li> </ul>
	④ 職員の資質向上を図るため、職員研修について具体的な計画が立てられていること。	○		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 夜勤を行う職員の健康診断は、6か月に1回実施されているか。</li> </ul>
	⑤ 職員の確保および定着化は、図られているか。	○		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 年度内に正当な理由なく多数の退職者が発生していないか。</li> <li>・ 福利厚生は適切か。</li> <li>・ 退職手当共済制度に加入するなど、退職手当制度を整備しているか。</li> <li>・ 退職手当共済制度への加入、掛け金の支払等の手続きは適正に行われているか。</li> </ul>

項目	監査事項	監査結果			内容	確認事項等
		A	B	C		
2 資産管理	① 基本財産、運用財産、公益事業用財産および収益事業用財産は、明確に区分管理されていること。	○				
	② 基本財産（社会福祉施設を経営する法人にあっては、社会福祉施設の用に供する不動産を除く。）の管理運用は、安全、確実な方法、すなわち元本が確実に回収できるほか、固定資産として常識的な運用益が得られ、又は利用価値を生じる方法で行われていること。	○				<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 次のような財産または方法で管理運用することは、原則として適当でない。           <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 価格変動の激しい財産（株式、株式投資信託、金、外貨建債権等）</li> <li>イ 客観的評価が困難な財産（美術品、骨董品等）</li> <li>ウ 減価する財産（建築物、建造物等減価償却資産）</li> <li>エ 回収が困難になるおそれのある方法（融資）</li> </ul> </li> </ul>
	③ 基本財産以外の資産（運用財産、公益事業用財産、収益事業用財産）の管理運用にあたっても、安全、確実な方法で行われていることが望ましいこと。	○				<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 運用財産、公益事業財産、収益事業用財産については、通知により運営費等の管理運営方法に制限のある場合を除き、株式投資または株式を含む投資信託等による管理運用を認められる。ただし、子会社の保有のための株式の保有等は認められない。また、株式の取得は公開市場を通してのもの等に限る。</li> </ul>
	④ 株式の保有は原則として右の場合に限られること。	○				<ul style="list-style-type: none"> <li>ア 基本財産以外の資産の運用管理の場合。ただし、あくまで管理運用であることを明確にするため、上場株や店頭公開株のように、証券会社の通常の取引を通じて取得できるものに限る。</li> <li>イ 社会福祉法人において、基本財産として寄附された場合。これは設立時に限らず、設立後に寄附されたものも含む。</li> <li>ウ 上記アおよびイの場合は株式の保有が認められるが、その場合でも社会福祉法人が営利企業を実質的に支配することができないように、その割合は2分の1を超えてはならない。</li> </ul>
	⑤ 株式の保有が認められている場合において、全株式の20%以上を保有している場合については、現況報告書と合わせて、当該営利企業の概要として、事業年度末現在の右に定める事項を記載した書類を提出していること。	○				<ul style="list-style-type: none"> <li>ア 名称</li> <li>イ 事業所の所在地</li> <li>ウ 資本金等</li> <li>エ 事業内容</li> <li>オ 役員の数及び代表者の氏名</li> <li>カ 従業員の数</li> <li>キ 法人が保有する株式等の数及び全株式等に占める割合</li> <li>ク 保有する理由</li> <li>ケ 当該株式等の入手日</li> <li>コ 法人と当該営利企業との関係（人事、取引等）</li> </ul>
	⑥ 法人の財産（基本財産、基本財産以外の財産双方）については、価値の変動の激しい財産、客観的評価が困難な財産又は過大な負担付財産が財産の相当部分を占めないようにされていること。	○				

項 目	監 査 事 項	監査結果			内 容	確 認 事 項 等
		A	B	C		
3 会計管理 (1)予算	<p>⑦ 法人の所有する社会福祉事業の用に供する不動産は、すべて基本財産として定款に記載されていること。また、当該不動産の所有権について登記がなされていること。</p> <p>⑧ 基本財産を、所轄庁の承認を得ずに、処分し、貸与したまは担保に供していないこと（独立行政法人福祉医療機構に担保を供する場合および独立行政法人福祉医療機構との協調融資に係る場合を除く）。</p> <p>⑨ 社会福祉事業の経営上必要な運用財産は、適正に管理され、みだりに処分されていないこと。</p> <p>⑩ 不動産を国または地方公共団体から借用している場合は、国または地方公共団体の使用許可等を受けていること。</p> <p>⑪ 不動産を国または地方公共団体以外の者から借用している場合は、その事業の存続に必要な期間の利用権を設定し、かつ、登記がなされていること。</p> <p>⑫ 理事長または法人から報酬を受けている役員等から賃借していないこと。</p> <p>⑬ 予算は、定款の定めに従い適正に編成されていること。</p> <p>⑭ 予算が適正に執行されていること。 なお、予算の執行に当たって変更を加えるときは、あらかじめ理事会の同意を得ていること。</p>	○				<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基本財産とすべき不動産とは、社会福祉施設の最低基準により定められた設備を含む建物ならびにその建物の敷地および社会福祉施設の最低基準により定められた設備の敷地をいう。</li> <li>・ 所定の手続きを経ずに、処分、貸与または担保に供している財産がないか、登記簿謄本により確認すること。</li> </ul>
		○				<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 理事長または法人から報酬を受けている役員等から賃借により貸与を受けることは望ましくない。</li> </ul>

項 目	監 査 事 項	監査結果			内 容	確 認 事 項 等
		A	B	C		
(2)会計処理	① 経理規程を制定していること。	○				
	② 会計責任者が置かれていること。なお、会計責任者と出納職員の兼務は避け、それぞれ辞令が交付されていること。また、内部牽制機能が十分に保たれていること。	○				
	③ 現金保管については、保管責任が明確にされていること。	○				
	④ 会計帳簿が整備され、証ひょう書類が保存されていること。	○				
	⑤ 未収金や未払金、立替金、仮払金、仮受金、預り金等の内容について、不明瞭なものがないこと。	○				
	⑥ 法人と関係のない支出がされていないこと。また、法人外部に資金を貸付けしていないこと。	○				<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 私的な経費への流用が疑われるような支出がないか。 (ガソリン代等)</li> <li>・ 私物化されている社会福祉法人の資産がないか。 (自動車、パソコン等)</li> </ul>
(3)債権債務の状況	① 借入金は、理事会の議決（および評議員会の意見の聴取）を経て行われていること。また、借入金が事業運営上の必要によりなされたものであること。	○				
	② 借入金の償還財源に寄付金が予定されている場合は、法人と寄付予定者との間で書面による贈与契約が締結されており、その寄付が遅滞なく履行されていること。					
(4)決算および財務諸表	① 決算手続は、定款の定めに従い適正に行われていること。	○				
	② 財産目録、貸借対照表、資金収支計算書および事業活動計算書が整備され、保存されていること。					
	③ 財産目録、貸借対照表の預金残高と残高証明書の金額が一致していること。	○				

項 目	監 査 事 項	監査結果 A : B : C	内 容	確 認 事 項 等
	<p>④ 貸借対照表と事業活動計算書の次期繰越活動収支差額が一致していること。</p> <p>⑤ 貸借対照表の流動資産（たな卸資産を除く）から流動負債（引当金を除く）を控除した金額が、資金収支計算書の当期末支払資金残高と一致していること。</p> <p>⑥ 貸借対照表、事業活動計算書において、経年間の整合がとれていること。</p>	○ ○ ○	<p>流動資産 - 流動負債  <math>(117,044,289) - (15,133,158)</math>  =当期末支払資金残高  <math>= (101,911,122)</math></p> <p>※新会計基準の場合は、一年基準により定められた固定資産または固定負債から振り替えられた流動資産および流動負債、引当金ならびに棚卸資産（貯蔵品を除く）は除く。</p>	
(5)その他	<p>① 社会福祉施設の利用者または利用者の家族等に寄付金を強要していないこと。</p> <p>② 社会福祉施設の利用者から預かっている金銭は、預り金規程に基づき、適正に管理がなされていること。</p> <p>③ 公印管理規程、役員報酬規程、費用弁償規程等が整備されていること。</p>	○ ○ ○		
4 施設管理 (1)施設の運営管理	<p>① 利用定員および居室の定員が遵守されていること。</p> <p>② 管理（運営）規程が整備されていること。</p> <p>③ 直接処遇職員は、配置基準に基づく必要な職員が確保されていること。</p> <p>④ 施設長は適任者が配置されていること。</p> <p>⑤ 施設設備は、適正に整備され、維持管理が適切に行われていること。</p>	○ ○ ○ ○ ○		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設長の資格要件を満たしているか。</li> <li>・ 施設長は専任者が確保されているか。（他の役職を兼務している場合は、施設の運営管理に支障が生じないような体制がとられていること。）</li> <li>・ 危険箇所、破損箇所はないか。</li> <li>・ 維持管理は適切か。</li> </ul>

項目	監査事項	監査結果	内容	確認事項等
		A B C		
(2)防災対策	① 非常災害対策は、適正に実施されていること。	○	できていない部所有。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防火管理者（有資格者）が適正に定められ、消防署に届出されているか。</li> <li>・消防計画が作成され、届出されているか。</li> <li>・消防設備について定期的に点検が行われているか。</li> <li>・非常時の際の連絡・避難体制および地域との協力体制は、確保されているか。</li> </ul>
	② 避難、消火等の訓練が適正に実施されていること。	○	できていない部所有。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難訓練および消火訓練は、年2回以上実施しているか</li> <li>・児童福祉施設は、毎月実施しているか</li> <li>・入所施設については、うち1回は夜間(想定)訓練を実施しているか</li> </ul>
5 その他	① 法人が提供する福祉サービスの内容、法人の財務状況等について関係者に対する情報提供が適切に行われていること。  事業報告書、財産目録、貸借対照表および収支計算書ならびにこれらに関する監事の意見を記載した書簡が、事務所に備え付けられているか。 現況報告書および添付書類である貸借対照表および収支計算書がインターネット上で公開されているか。	○		
	② 福祉サービスの質の評価を行い、サービスの質の向上を図るための措置を講じていること。	○		
	③ 福祉サービスに関する苦情解決の仕組みへの取組が行われていること。  苦情解決責任者設置されていること。 苦情受付担当者設置されていること。 第三者委員が設置されていること。 苦情解決の仕組みを利用者等に周知しているか。 苦情内容や解決結果を定期的に公表しているか。	○		
	④ 個人情報の取扱いは適切に行われていること。（特定個人情報含む。）	○		

## 【社会福祉法改正等に伴う追加事項】

項目	監査事項	監査結果			内容	確認事項等
		A	B	C		
1 組織運営 1 定款・登記	<p>① 定款は、法令等に従い、必要事項が記載され、定款の内容に沿った運営がされているか。</p> <p>② 改正社会福祉法に対応した定款変更の認可を受けているか。</p> <p>③ 定款を事務所に備え置いているか。</p> <p>④ 定款の内容をインターネットを利用して公表しているか。</p>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<p>(法第31条第1項)</p> <p>一 目的</p> <p>二 名称</p> <p>三 社会福祉事業の種類</p> <p>四 事務所の所在地</p> <p>五 評議員及び評議員会に関する事項</p> <p>六 役員（理事及び監事）の定数その他役員に関する事項</p> <p>七 理事会に関する事項</p> <p>八 会計監査人を置く場合には、これに関する事項</p> <p>九 資産に関する事項</p> <p>十 会計に関する事項</p> <p>十一 公益事業を行う場合には、その種類</p> <p>十二 収益事業を行う場合には、その種類</p> <p>十三 解散に関する事項</p> <p>十四 定款の変更に関する事項</p> <p>十五 公告の方法</p>
2 評議員の選任	<p>① 評議員の数が定款で定めた理事の員数を超えていいるか。（小規模法人は4名以上で可）</p> <p>② 理事または理事会が評議員を選任していないか。</p> <p>③ 社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者が選任されているか。</p> <p>④ 欠格事由を有する者が選任されていないか。</p> <p>⑤ 当該法人の役員または職員を兼ねていないか。</p>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<p>(法第31条第5項)</p> <p>(欠格事由：法第40条第1項)</p> <p>一 法人</p> <p>二 成年被後見人又は被保佐人</p> <p>三 生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法 又はこの法律の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>四 前号に該当する者を除くほか、禁錮以上の刑に処せられ、 その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>五 第五十六条第八項の規定による所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた社会福祉法人の解散当時の役員</p>

## 【社会福祉法改正等に伴う追加事項】

項目	監査事項	監査結果			内容	確認事項等
		A	B	C		
II 事業 1 事業一般	<p>⑥ 当該法人の各評議員、各役員と特殊の関係がある者が選任されていないか。</p> <p>⑦ 社会福祉協議会にあっては、関係行政庁の職員が評議員の総数の5分の1を超えて選任されていないか。</p> <p>⑧ 実際に評議員会に参画できない者が名目的に選任されていないか。</p> <p>⑨ 地方公共団体の長等特定の公職にある者が慣例的に評議員として選任されていないか。</p> <p>⑩ 暴力団員等の反社会的勢力の者が評議員となっていないか。</p>	○				(注) 各評議員又は各役員と特殊関係がある者の範囲 ①配偶者 ②三親等以内の親族 ③厚生労働省令で定める者（規則第2条の7、第2条の8） i 当該評議員又は理事と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者 ii 当該評議員又は理事の使用人 iii 当該評議員又は理事から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者 iv ii 又はiiiの配偶者 v i～ivの三親等以内の親族であって、これらの者と生計を一にする者 vi 当該評議員又は理事が役員（注）若しくは業務を執行する社員である他の同一の社会福祉法人以外の団体の役員、業務を執行する社員又は職員（同一の団体の役員等が当該社会福祉法人の理事の総数の3分の1を超える場合に限る。） (注) 法人ではない団体で代表者又は管理人の定めがある場合には、その代表者又は管理人を含む。 vii 他の社会福祉法人の役員又は職員（当該他の社会福祉法人の評議員となっている当該社会福祉法人の評議員及び役員の合計数が、当該他の社会福祉法人の評議員の総数の半数を超える場合に限る。） viii 次の団体の職員（国会議員又は地方議会の議員を除く。）（同一の団体の職員が当該社会福祉法人の評議員の総数の3分の1を超える場合に限る。） - 国の機関、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人、地方独立行政法人、特殊法人
	<p>① 事業は法令および定款に従い実施され、事業報告書は法人の状況を正しく示しているか。</p> <p>② 理事の職務の執行に関する不正の行為、法令または定款に違反する重大な事実が存在しないか。</p> <p>③ 社会福祉事業および公益事業を行うにあたっては、日常生活または社会生活上の支援を必要とするものに対して無料または低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するように努めているか。</p>	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域における公益的な取組の状況</li> <li>・日中一時支援事業</li> <li>・移動支援事業</li> <li>・特定旅客自動車運送事業</li> </ul>	

## 【社会福祉法改正等に伴う追加事項】

項目	監査事項	監査結果			内 容	確認事項等
		A	B	C		
III 会計管理						
1 会計管理 (1)決算および計算書類	<p>① 財産目録は、法人の財産を適正に示しているか。</p> <p>② 計算書類（貸借対照表、資金収支計算書および事業活動計算書）およびその附属明細書が適正に示され、整備されているか。</p>	○				<ul style="list-style-type: none"> <li>財産目録は、法人の全ての資産及び負債について、貸借対照表価額を表示するものであり、貸借対照表と整合がとれているものでなければならない。</li> </ul> <p>(注1) 特別の利益を与えてはならない関係者の範囲（令第13条の2）。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 当該社会福祉法人の設立者、理事、監事、評議員又は職員</li> <li>② ①の配偶者又は三親等内の親族</li> <li>③ ①②と事実上婚姻関係と同様の事情にある者</li> <li>④ ①から受ける金銭その他の財産によって生計を維持する者</li> <li>⑤ 当該法人の設立者が法人である場合は、その法人が事業活動を支配する法人又はその法人の事業活動を支配する者として省令で定める者（規則第1条の3） <ul style="list-style-type: none"> <li>i 法人が事業活動を支配する法人 当該法人が他の法人の財務及び営業又は事業の方針の決定を支配している場合（注2）における当該他の法人（第三項各号において「子法人」という。）とする。</li> <li>ii 法人の事業活動を支配する者 一の者が当該法人の財務及び営業又は事業の方針の決定を支配している場合（注2）における当該一の者とする。</li> </ul> </li> </ul> <p>(注2) 財務及び営業又は事業の方針の決定を支配している場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 一の者又はその一若しくは二以上の子法人が社員総会その他の団体の財務及び営業又は事業の方針を決定する機関における議決権の過半数を有する場合</li> <li>② 評議員の総数に対する次に掲げる者の数の割合が百分の五十を超える場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>i 一の法人又はその一若しくは二以上の子法人の役員（理事、監事、取締役、会計参与、監査役、執行役その他これらに準ずる者をいう。）又は評議員</li> <li>ii 一の法人又はその一若しくは二以上の子法人の職員</li> <li>iii 当該評議員に就任した日前五年以内にイ又はロに掲げる者であつた者</li> <li>iv 一の者又はその一若しくは二以上の子法人によって選任された者</li> <li>v 当該評議員に就任した日前五年以内に一の者又はその一若しくは二以上の子法人によって当該法人の評議員に選任されたことがある者</li> </ul> </li> </ul>
2 その他 (1)特別の利益供与の禁止	① 評議員、理事、監事、職員その他の政令で定める社会福祉法人の関係者に対して特別の利益を与えていないか。	○				